

令和2年度 第1回三朝町総合教育会議日程

日 時 令和2年5月27日(水)
午前10時から午前11時まで
場 所 三朝町役場 第2会議室

1 開 会

2 あいさつ

三朝町長	松浦 弘幸
三朝町教育長	西田 寛司

3 議事録署名委員の指名

4 協議事項

- (1) 三朝町教育大綱の改訂について
- (2) 小学校施設整備について

5 その他

6 閉 会

三朝町教育大綱（改訂版） 骨子（案）

1. 趣旨

(1) 改訂の趣旨

平成 27 年に策定された本町の教育大綱は計画期間である 5 年間が経過し、主要施策とされてきた小学校統合の実現したこと、また、令和 2 年度には新しい学習指導要領が全面実施されることに伴い、平成 31 年 3 月に策定された「第 11 次三朝町総合計画」（以下「総合計画」という。）及び「みささっ子教育ビジョン」（以下「教育ビジョン」という。）との整合性を図りながら、本町の中長期的な教育の振興のための施策に関する教育大綱の見直しを行う。

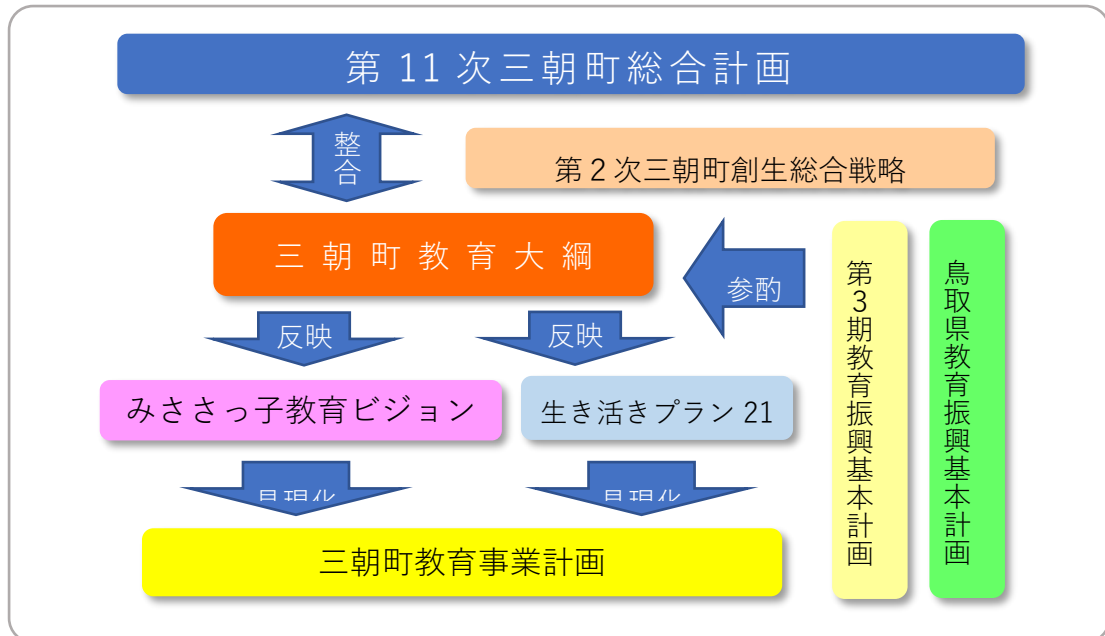
(2) 他の計画との位置付け

○教育大綱の策定については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地方教育行政法）」第 1 条の 3 に規定されている。

（大綱の策定等）

第 1 条の 3 地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

○本町の最上位計画である総合計画では、教育分野の目指すべき姿として「感性と自立心を育む町」を次世代育成（学校教育）、自立と社会参加（生涯学習・スポーツ・文化芸術の振興）の施策の方針としている。



2. 期間と構成

(1) 大綱の計画期間

令和 2 年度から令和 10 年度までの 9 年間

※「第 11 次三朝町総合計画」の基本構想期間及び教育ビジョンの計画期間と整合性を

図り令和 10 年度までとするが、昨今の教育を取り巻く社会情勢の急激な変化を見極めながら、改訂が必要な方針について、適宜見直しを行うものとする。

(1) 大綱の構成

教育大綱の策定の定義に基づき、改訂版では基本理念と根本となる方針について明示し、具体的な取り組みについては教育ビジョンや生き生きプラン 21 で具現化されたものを、三朝町教育事業計画に実施事業として掲載する。

現行	改訂 (案)
基本理念、6つの目標、20の施策	基本理念、6つの方針

3. 教育大綱の体系 (改訂内容)

(1) 基本理念

現行	改訂 (案)
やさしく たくましい 三朝町の子どもを育て 生涯にわたって学ぶことができる町をつくるために	“ふるさと”を輝かせ 心豊かに学び合う “みささ人 (びと)” の育成

※第 11 次三朝町総合計画

- 将来像 「笑顔と元気があふれ輝く町」
- 基本理念 「まち」と「ひと」個性が交響する町づくり

(2) 6つの方針 (旧目標)

現行	改訂 (案)
1. 知・徳・体の調和の取れた子どもを育てる教育	1. 未来を拓く「生きる力」を育てる「みささ教育」の実現
2. 郷土に学び、郷土を誇れる子どもを育てる教育	2. ふるさとを学び・愛する「みささ人 (びと)」の育成
3. 子どもの実態に応じた、多様な学びを保証する教育	3. 安心・安全な教育環境づくりと地域とともに歩む学校づくり
4. 主体的に学び、自分で考え、判断し、行動できる子どもを育てる教育	4. 生涯スポーツ活動の普及と健康な心と体づくりの推進
5. 健やかな心と体づくりを推進する教育	5. 生涯学び、成長できる豊かな暮らしの実現
6. 生涯わたって学び続け、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができる町の実現	6. 文化、伝統、地域資源 (文化財) の継承と芸術の振興

※改訂 (案) は総合計画及び教育ビジョンとの整合性を図っている。

4. 教育大綱の基本方針の実現に向けた取り組み

大綱の基本方針を着実に実行するため、教育ビジョンや生き生きプラン 21 で具現化された取組みを毎年度当初に「三朝町教育基本計画書」として具体的事業と目標値を設定。

年度終了後は「三朝町教育委員会の事務に関する評価報告書」を取りまとめ公表する。

三朝町教育大綱（案）

“ふるさと”を輝かせ 心豊かに学び合う
“みささ人（びと）”の育成



令和2年5月改訂

鳥取県三朝町

目 次

I	はじめに	1
II	趣 旨	2
	1 策定の趣旨	2
	2 他の計画との位置付け	2
III	期間と構成	3
	1 期 間	3
	2 構 成	3
IV	教育大綱の体系	4
	1 基本理念	4
	2 実現のための基本方針	4
	(1) 未来を拓く「生きる力」を育てる「みささ教育」の実現	4
	(2) ふるさとを学び・愛する「みささ人(びと)」の育成	5
	(3) 安心・安全な教育環境整備と地域と共に歩む学校づくり	5
	(4) 生涯スポーツ活動の普及と健康な心と体づくりの推進	6
	(5) 生涯学び、成長できる豊かな暮らしの実現	6
	(6) 文化、伝統、地域資源(文化財)の継承と芸術の振興	7
V	教育大綱の基本方針実現に向けた取り組み	7

本町では、平成 27 年 4 月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（地方教育行政法）の一部改正を受け、町長と教育委員会のより一層の連携強化を図るため、「総合教育会議」を設置しました。

そして、同年 6 月に本会議において地域の教育課題や特性を踏まえ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について協議を行い、「三朝町教育大綱」として、その目標や根本となる方針を策定しました。

その後、国においては、平成 29 年 3 月に保育所保育指針、幼稚園教育要領および学習指導要領が改訂され、教育の基本方針や講ずべき施策を定めた「第 3 期教育振興基本計画」が平成 30 年 6 月に閣議決定され、幼児期から小学校へのつながりを意識した、新しい時代に必要とされる資質・能力の育成を目指した教育のあり方が示されました。

また、鳥取県においても平成 31 年 4 月に「鳥取県教育振興基本計画」が改訂され、“～自立して 心豊かに生きる 未来を創造する 鳥取県の人づくり～”を基本理念に 5 つの目標と 22 の重点施策が位置付けられました。

本町においては、平成 31 年 3 月に策定された「第 11 次三朝町総合計画」のもと、平成 27 年に策定された「三朝町教育大綱」が 5 年間の計画期間を迎えるにあたり、総合教育会議においてあらためて協議を行い、これまで三朝町教育大綱に基づき取り組んできた施策を踏まえ、本町の教育行政に係る課題について再度検証し、改訂を行いました。

これからの時代はグローバル化の進展や人口知能（AI）などの絶え間ない技術革新により、社会構造は急速に変化し、将来の予測が困難な時代となり、子どもたちには様々な課題に対して適切に対応する「生きる力」が求められることとなります。

さらに、人を大切にし、生涯にわたって学び続け豊かな人生を送る町づくりを基軸に、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体の「知・徳・体」の調和のとれた子ども、ふるさとを愛する子ども、自主自立する子どもを育てることを大きな目標とし、家庭・地域・こども園・保育所・学校・行政が連携した開かれた学校づくりに努めていかなければなりません。

人口減少が進む本町において、少子高齢化社会や就業形態の複雑化など町民の生活を取り巻く環境が大きく変化する中、教育の持続的な発展のために、子どもたちはもちろん、町民全ての人々が生涯にわたって、自ら学び、豊かな心を育むことが、「ふるさと”を輝かせ 心豊かに学び合う “みささ人（びと）”の育成」の実現につながると考え、さまざまな教育施策の推進へ積極的に取り組んでまいります。

令和 2 年 5 月

三朝町長 松浦 弘幸

II 趣 旨

1 策定の趣旨

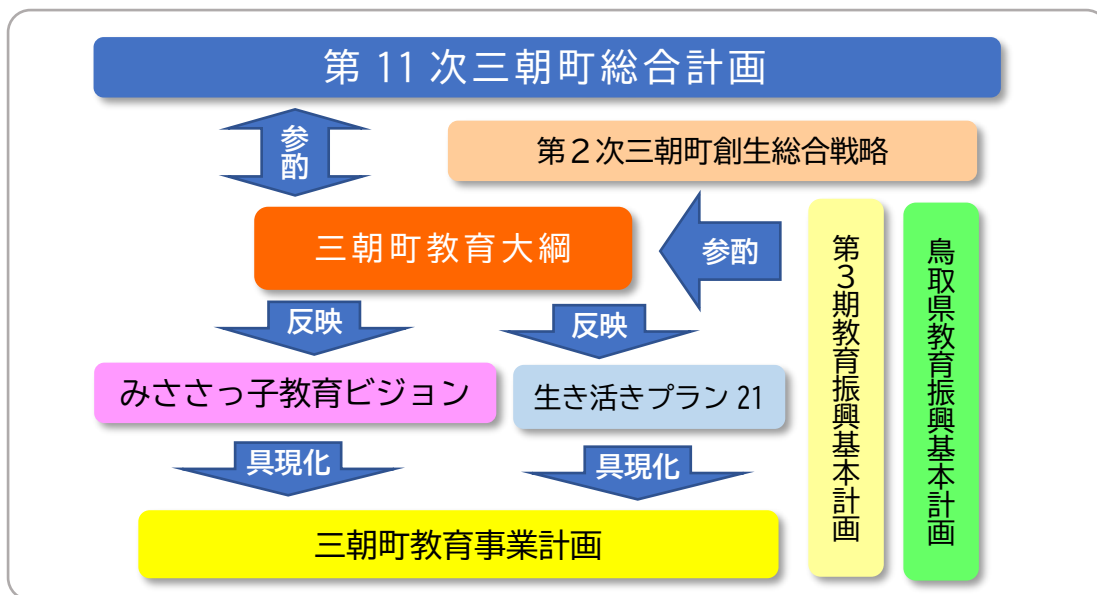
本町の教育大綱は、町の最上位計画である「三朝町総合計画」を軸に、「第1次三朝町教育ビジョン」および「生涯学習の町づくり推進計画～生き生きプラン21～」と国・県が策定する「教育振興基本計画」に基づき、平成27年6月に策定されました。

その後、本町の基幹計画である「第11次三朝町総合計画」が平成31年3月に策定され、時を同じくして、第2次三朝町教育ビジョンに位置付けられた「みささっ子教育ビジョン」が策定されました。

今回、平成27年度に策定した教育大綱の計画期間が終期を迎えるにあたり、この間の成果と検証を礎に、本町の「豊かな心を育む人づくり」を次のステージへと進めるための総合的な施策の指針として、三朝町教育大綱を改訂します。

2 他の計画との位置付け

この大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地方教育行政法）」第1条の3に規定されるもので、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の基本となる方針を定めるものです。



第11次三朝町総合計画では、「笑顔と元気があふれ 輝く町」を将来の三朝町の目指す姿とし、「感性と自立心を育む町」を次世代育成（学校教育）、自立と社会参加（生涯学習・スポーツ・文化芸術の振興）の施策の方向としています。教育大綱は、第11次三朝町総合計画の施策の方向に沿って、教育の目標や施策の根本的な方針として位置付けるものです。

また、教育大綱をもとに、「みささっ子」の育成に特化した基本的方向性・施策をまとめた「みささっ子教育ビジョン」および生涯学習の町づくり推進計画である「生き生きプラン21」が位置付けられ、その施策の具現化を図り、単年度事業目標を定めたものとして「三朝町教育事業計画」が展開されています。

Ⅲ 期間と構成

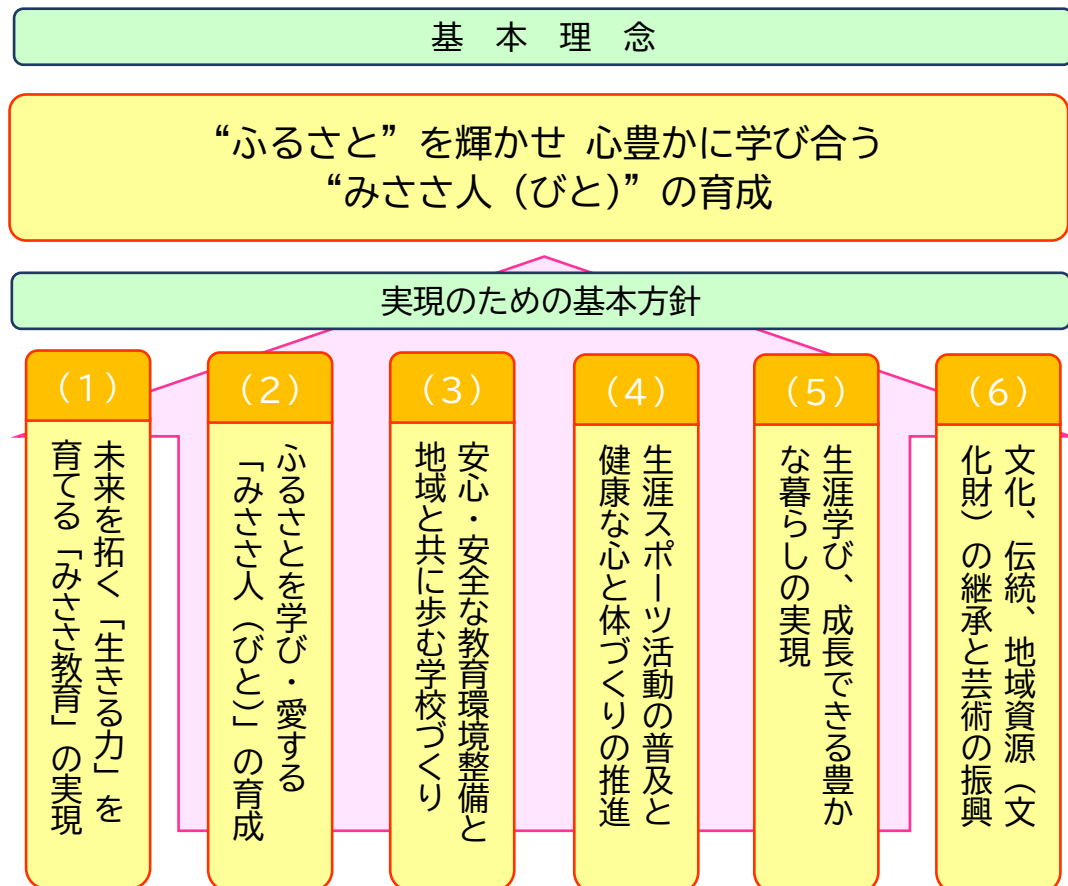
1 期間

平成 31 年 3 月に策定された「第 11 次三朝町総合計画」および「みささっ子教育ビジョン」との整合性を図り、令和 2 年度（2020 年度）から令和 10 年度（2028 年度）までの 9 年間に期間とします。

なお、この期間内においても教育を取り巻く環境や社会情勢に大きな変化等が生じた場合など、計画期間にとらわれることなく、必要性を見極めながら適宜見直しを行うものとします。

2 構成

今回の改訂では、教育大綱策定の定義である「教育等に関する総合的な施策の根本となる方針」を示すものとして、「基本理念（将来像）」及び「実現のための基本方針」から構成しています。基本理念は、三朝町の教育の根本となる基本的な考え方とし、その基本理念を実現させるため、6 つの基本方針を柱に、教育、生涯学習、文化学術およびスポーツの振興に関する施策の総合的な推進を図ります。



IV 教育大綱の体系

1 基本理念

“ふるさと”を輝かせ 心豊かに学び合う “みささ人（びと）”の育成

グローバル化は私たちの社会に多様性をもたらし、情報化や技術革新は人間生活を質的にも変化させつつあります。この社会的変化の影響は身近な生活も含め社会のあらゆる領域に及んでいる中で、次代を担う子どもたちがこれからの未来社会において、ふるさとを輝かせる“みささ人（びと）”として健やかに成長していくためには、自らが考え、判断し、困難を乗り越える「生き抜く力」を身に付けていかなければなりません。

町民一人ひとりが生涯にわたり学び合い、互いに尊重しながら豊かな心を育ていける、そうした「みささ教育」の実現を目指し、「ふるさと”を輝かせ 心豊かに学び合う “みささ人（びと）”の育成」を基本理念に、一層の教育行政の推進に取り組みます。

2 実現のための基本方針

(1) 未来を拓く「生きる力」を育てる「みささ教育」の実現

世界ではグローバル化が加速し、激しく変化する現代社会では、子ども一人ひとりが困難に立ち向かう力を身に付けることが求められています。そうした近年の急速な情報化の進展を見据え、就学前からの英語によるコミュニケーション能力の素地を養いながら、能動的に英語を学ぶ姿勢づくりと英語力の向上を図り、国際理解および国際感覚を磨いていく活動や、ICTを活用した教育の充実を図る必要があります。

また、学校教育における確かな学力の定着を図るためには、学習の基盤となる資質や能力を育成するとともに、知識を記憶する学びにとどまらず、身に付けた資質・能力が様々な課題の対応に生かせることを実感できるような深い学びが重要であり、自らの未来を切り拓ける「生きる力」を育成していかなければなりません。

さらに、就学前から子どもたちの成長発達を支えながら、接続期の段差解消を図るとともに、一人ひとりの習熟度に応じたきめ細かな教育を推進するため、9年間の学びの連続性を確保していくことも重要です。

その一方で、人工知能（AI）がいかに進歩しようとも、基準づくりやルールの設定など、感性を豊かに働かせながら未来を創造していくことは人間が失うことのない役割であると考

えます。これは子どもたちの感性豊かに創造力あふれる心を育成するとともに、道徳的な意識や価値観を養うことも求められています。

そして、本町の豊かな自然や文化的遺産などの地域資源を活用した自然体験や他自治体との交流体験など多様な体験活動をとおして、豊かな感性と創造力あふれる心を育みながら、学校・家庭・地域・行政がともに手を取り合うことで「みささの良さ」を生かした教育、いわゆる総合計画の基本方針として示されている「みささ教育」の実現に向けた取り組みを推進します。

(2) ふるさとを学び・愛する「みささ人(びと)」の育成

昭和28年11月に5つの村(三徳・小鹿・三朝・旭(賀茂・高勢)・竹田)が合併して誕生した本町は、日本遺産に登録された三朝温泉と三徳山をはじめ、小鹿溪や馬場の滝、若杉山など豊かな自然環境や歴史ある地域資源を有しています。

こうした町の歴史や自然環境、文化資源を後世に伝えていくことは大切であり、幼児期から自然や文化的資源に関わる中で得た感動を他者と共有することで豊かな感性を育みます。

また、義務教育課程から地域住民をはじめとする多様な人々とふれあう地域を知る学習やボランティア活動等の体験活動の充実を図り、自他の尊重などについて学び、主体的に支え合い助け合う行動を身に付け、自己肯定感や自己有用感を高めていくことも豊かな社会性や人間性を育むことにつながると考えます。

このような活動を通じて、青少年のまちづくりへの参画意識を促し、世代間交流を充実させ、ふるさとに誇りを持ち、ふるさとを守り、ふるさとを愛する心を培うことで、心豊かで健やかに成長する“みささっ子”のふるさとへ貢献する心と地域コミュニティの一員としての意識を醸成し、ふるさとに誇りと愛着をもつ“みささ人(びと)”への成長を支えます。

(3) 安心・安全な教育環境整備と地域と共に歩む学校づくり

学校は、人づくりと地域づくりの好循環を創造する核となるべきところです。また、子どもたちや地域住民の学びや集いの施設であり、互いに成長し合える施設でもあります。

この施設をより安全で快適な教育環境として整備・充実させていくことは、子どもたちの「主体的・対話的で深い学び」という教育的効果を生み出し、学校教育の質の向上を支えるものであるといえます。

また、社会情勢等の変化や今日的な教育課題に的確に対応できるよう教職員の指導力等の向上を図る校内研究の実施など、資質能力をより一層高める取り組みを行うとともに、児童生徒への教育の質を高めることができるよう、学校における働き方改革などを通じて「教育への誇り」や「情熱」、「やりがい」を持ち、心身ともに健康で子どもたちと向き合うための体制づくりを推進するため、働きやすい環境を確保する必要があります。

さらに、AI等の技術革新の進展により、近い将来に到来が予想されている新たな未来社会

(Society 5.0) を見据えて、ICT環境の整備を進めていかなければなりません。

そして、地域の教育力の効果的な活用を図るため、保護者や地域住民の理解と参画を得ながら、学校と家庭、地域、行政が連携を強化し、「教育コミュニティづくり」への取り組みを導入することで、子どもたちに豊かな学びを提供し、地域と共に歩む特色ある学校づくりを推進するとともに、放課後における子どもたちの快適な育成活動の環境づくりの整備も進めていく必要があります。

(4) 生涯スポーツ活動の普及と健康な心と体づくりの推進

生涯スポーツの本来の目的は、一人ひとりの体力や年齢、目的に応じてさまざまなスポーツを親しみ、心と体の健康づくりを図るほか、仲間づくりやコミュニティの活性化という役割も果たしています。健康で活力に満ちた地域社会づくりを目指して、積極的な情報発信やトップレベルのスポーツに触れる機会を提供するなど、町の体育協会やスポーツ推進委員との協働により、スポーツ少年団はもとより、学校スポーツ（部活動等）における地域指導者との連携強化や町民のスポーツ活動に取り組む意欲を高めます。

また、少子高齢化が進む本町において、限られた指導人材の有効活用など、今後のスポーツ・レクリエーションの活動について関係団体が議論し、共有できる推進体制やネットワークの構築などの環境整備を図る取り組みを進めていかなければなりません。

さらに、今後のスポーツ施設等の有効活用についての協議・検討を進めるとともに、長寿命化や改修・修繕等にも計画的に取り組み、町民が利用しやすいスポーツ環境の提供や本町のスポーツ活動を支えている団体への支援体制の充実を図ります。

(5) 生涯学び、成長できる豊かな暮らしの実現

人は本来、生涯にわたって「学び続ける」存在であり、主体的に、「やりがいのある学び」と「生きがいの創出」を生涯にわたり実践していくことで心豊かな暮らしの充実を図ることができると考えます。このことから、町民一人ひとりが生涯にわたって学び、習得できる機会の創出と充実を図るため、高齢者学級等の継続的發展と町総合文化ホールや図書館が持つ機能や役割を最大限に生かせるネットワークや仕組みを構築し、効果的な施策の展開や町民への情報発信等を推進します。

また、地域コミュニティの維持・活性化へ貢献できるよう、地域の諸問題を学習課題として捉え、学びの成果を地域に生かすことができる仕組みづくりや地域活性化に資する人づくりと地域の学習活動を支援していくことも重要です。

さらに、時代に即した人権学習や啓発活動を行うとともに、学校教育との連携を図りながら、地域や企業などさまざまな立場の人材が連携して子どもたちと共に成長していく「共育」に取り組める体制づくりを推進します。

(6) 文化、伝統、地域資源（文化財）の継承と芸術の振興

本町の数多くの伝統芸能や歴史的な地域資源（文化財）はかけがえのない財産であり、その価値の解明と適正な保存・管理を行うことは、我々“みささ人（びと）”の重要な使命であると考えます。併せて、次代を担う子どもたちへの体験学習をとおして、それぞれの普遍的な価値の理解促進に取り組んでいかなければなりません。

また、文化芸術は、感性を豊かにし、日常生活に潤いと安らぎをもたらすとともに、人々に感動や生きる力を与えるものです。また、文化芸術活動は地域への愛着と誇りを育み、地域活力を生み出す力でもあります。

心の豊かさを育むためには、町総合文化ホールにおける自主企画イベントの充実や三朝バイオリン美術館を拠点とした高いレベルの文化芸術を身近に感じられる取り組みを継続する必要があります。

さらに、各地域で受け継がれてきた郷土芸能や貴重な文化を次代へ継承していくため、後継者育成の支援に取り組みます。

V

教育大綱の基本方針の実現に向けた取り組み

この大綱の基本方針の実現に向けて、教育ビジョンや生き生きプラン 21 で具現化された取り組みを、毎年度当初に具体的事業として目標値を設定し、「三朝町教育基本計画書」として取りまとめて着実に実行します。

また、年度終了後には取り組みの効果や課題等を「三朝町教育委員会の事務に関する評価報告書」にまとめ、その結果を議会および町民に公表するとともに、次年度以降の事業展開に反映させていきます。

三朝町教育大綱（令和2年改訂版）

発 行 三朝町教育委員会

編 集 三朝町教育委員会事務局 教育総務課

〒682-0195 鳥取県東伯郡三朝町大瀬 999 番地 2

TEL 0858-43-3510 FAX 0858-43-0647

URL <http://www.town.misasa.tottori.jp/>

発行日 令和2年5月

令和2年5月18日

三朝町教育委員会教育長

西田 寛司 様

三朝町望ましい小学校施設等検討委員会

委員長 宮 脇 儀 裕

三朝町望ましい小学校施設等の検討に関する中間報告について（提出）

三朝町における小学校施設等の望ましい整備方針について、当検討委員会において慎重に協議を重ね、別添のとおり中間報告としてまとめましたので提出します。

なお、当検討委員会では今後も協議を継続し、取りまとめが終わり次第、最終的な提案書を提出します。

三朝町望ましい小学校施設等の検討に関する中間報告

1 現状・課題

(1) 現状

① 施設の老朽化・安全性

- 小学校管理教室棟は築 53 年が経過し、鉄筋コンクリート造の一般的な耐用年限とされる 47 年を超過している。
- 施設の随所で雨漏り、損耗等が見られ、経年劣化が顕著である。
- いずれも耐震改修工事が行われ、躯体の安全性は確保されているもの、大規模改修工事が行われておらず、外壁材、天井等の非構造部材の耐震対策は十分とは言えない。
- バリアフリー化や現在の教育環境としては要求される水準と照らすと機能的に不十分な面が多い。

② 立地

- 現在の小学校は、町内の道路交通網の要に位置し、通学等の利便性に優れている。
- 小学校敷地内には三朝町上水道の水源があり、地下水脈への影響等を踏まえると敷地内での大規模な工事は難しい。

(2) 課題

① 少子化

- 将来推計人口によると、少子化に伴い、小学校は令和 7 年、中学校は令和 17 年からクラス数の減少が始まることが想定されている（令和元年の住民基本台帳に基づく人口及び国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口における年少人口 5 年毎の増減率で現在の児童・生徒数を割り戻した将来推計結果による）。
- また、近年の年間出生数に基づく推計では、最短で小中学校とも令和 15 年にはクラス数が 1 となる可能性がある（近年、三朝町の年間出生数は、小学校 1 年生のクラス最大人数である 35 人を割る年が続いている）。

② 財政事情

- 町の厳しい財政事情を踏まえ、整備費用の縮減はもとより、用地取得費や仮設校舎設置費等の関連経費が限りなく縮減できる計画とすることが望まれている。

- また、活用可能な国庫補助など町財政に優位な財源の積極的な活用を図ることも検討が必要である。（統合後おおむね6年以内の校舎等整備が対象とされる国庫負担金の特例制度等）

2 現状と課題を踏まえた方向性

現状・課題を踏まえると、現在の小学校は、安全性の確保と適切な教育環境確保の観点から、なるべく早期の改築が望ましい。

また、現在地は利便性が高く、町民に親しまれていることから、現在の敷地内での建て替えが望まれるが、工事の支障となる特殊な事情を踏まえると、極力、現在の小学校に近接した位置で整備することが望ましい。

3 望ましい小学校施設等の姿

(1) 望ましい小学校施設の在り方

① 「みささっ子教育ビジョン」の実現

新たな小学校施設の整備は、「みささっ子教育ビジョン」（平成31年制定）の目指す子ども像を実現することを基本方針とする。

② 利便性・安全性

新たな小学校施設は、ハザードエリア外にあって、子どもたちや地域住民も含め町民が支障なく利用でき、町民から広く親しまれる利便性、安全性の高い施設とする。

(2) 望ましい小学校施設の立地

以上の種々の条件を踏まえると、望ましい小学校施設の立地は、

- ① 現在の小学校に近く、子どもたちの通学や地域住民も含め町民のアクセスが容易な場所。
- ② ハザードエリア外にあって、必要とされるすべての施設が整備可能な広さを有し、極力用地取得を要しない安全な敷地。

であることが重要であり、これらを踏まえると現在の中学校の敷地が最も適していると考えられる。

なお、この場合、将来的な小中学校連携も視野に、現在の小学校グラウンドも含めた一体的な活用、現在のトレーニングセンターの活用、老朽化が進んだ町民プールの更新等の検討も必要である。

また、以下の点を始め、今後さらに検討を要する課題がある。

- ① 工事中期間における中学校としてのグラウンドの確保
- ② 工事中及び整備完了後の駐車場の確保